

所得税
住民税
事業税

ことしも県・市民税・事業税・所得税などの申告の時期がきました。

期限内に申告された方は、税金を計算するうえでの諸控除の特典があり、申告しないにくらべて税金が安くなるわけです。

適正で公平な課税が行なわれるため、正しい申告をされるようご協力ください。

所得税の確定申告、納税

申告と納税の期限は、2月16日から3月16日までです。

確定申告をしないと無申告が算税や

正しい納税で明るい暮らしを

申告期限は3月16日です

延滞税がかかったり、延納もできなくなります。

期限内に忘れず、申告と納税をしてください。

県・市民税の申告
事業税

- ・ 所得税の確定申告をされた方は、住民税および事業税の申告書を提出する必要はありません。
- ・ 個人住民税または個人事業税の申告義務のある方で、所得税の確定申告をしなかった方は、個人住民税または個人事業税の申告書を提出する必要があります。

・ 県・市民税は一つの用紙となっています。用紙は各世帯にお届けしますが、もし、用紙がお手許へ届かない方は、市税務課へ申し出してください。

・ 申告の期限は、3月16日です。（通常の年は15日です）

- ・ 申告書の提出先は
県・市民税～市税務課
事業税～後免県税務事務所

毎月5の日は
税の相談日

高知税務署

こく知版・こくちばん

ことしも、みなさんの所有する土地や家屋などの、固定資産の課税台帳を縦覧できる期間がきました。

▼縦覧できる期間は

三月一日から二十日まで

三月一
日から
二十日

固定資産課税台帳を
必らず確かめよう

三月一
日から
二十日

家屋の売買、名義人の変更、移動の更生などが確実になされているか、どうか、あなたの財産をたしかめるうえからも、ぜひ

目曜日と土曜日の午後をのぞみます。
▼縦覧の場所
市役所税務課 第二賦課係

引揚者特別交付金は

三月三十一日で失権

△申し込み三月二十日（新卒者は二月末日）まで。高知公共職業安定所へ

四十二年から実施された引揚者給付金の請求は、ことしの三月三十一日限りで失権となり、請求できなくなります。

児童扶養手当の

請求は二月末日まで

△選考 新卒者三月十三日午後一時、一般生同三十日前十時

権利のあると思われる方は、急いで市役所厚生課へ請求書を提出してください。

職業訓練生を募集
県立中央専修職業訓練校では、主として中高年令の転職者を対象に訓練生を募集しています。

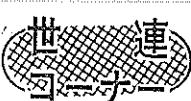
△訓練期間一ヵ年
△年令廿五歳以上し四十五歳まで（フロッタ工は五十五歳）

三月一日から
恒例の舟入川の
川止めです。

バケツなど容器には水を貯め、水の元には十分気を配り、火事をおさせないようにしよう。

▽県下で平和都市を宣言している市町村は、香我美町を最初とし、高知、安芸、室戸、南国、四市と、高知県が県宣言を行なっています。

▽これらの自治体宣言をした市町村で世界の平和の実現を望む人たちの集まりが、世界連邦建設同盟（○）支部といふかけをおろそかにすることなく、これを活発に行ない住民の啓蒙をはかるとともに、未宣言自治体への宣言の働きかけ、支部結成を促進し、世界平和の実現目的の達成へと努力をしようとしたところです。



▽県では、高知市、香我美町と南国、三市町に支部ができています。最近、支部連合会が結成され、その会長に福田義郎高知新聞社長、副会長に徳永安雄南国支部長ら三氏が選任され、支部未結成の各市への働きかけをするところになりました。